

## 令和6年度 対象農地の基準別の集落数及び面積

対象地域の区分	集落協定数	取組単価	加算措置	傾斜	対象面積	該当記号 ※明細は別紙参照
山村振興法などの 地域振興8法指定区域	14 集落	10 割 ※体制整備の取組加算あり	棚田加算 1 集落	急傾斜	1,562,869 m <sup>2</sup>	A
				緩傾斜	1,057,762 m <sup>2</sup>	
	40 集落	8 割		急傾斜	1,906,173 m <sup>2</sup>	B
				緩傾斜	1,664,981 m <sup>2</sup>	
三重県が特別に 認定した区域	6 集落	10 割 ※体制整備の取組加算あり	生産性 向上加算 1 集落	急傾斜	760,179 m <sup>2</sup>	C
				緩傾斜	988,123 m <sup>2</sup>	
	13 集落	8 割		急傾斜	650,336 m <sup>2</sup>	D
				緩傾斜	892,486 m <sup>2</sup>	
合 計	73 集落				9,482,909 m <sup>2</sup>	